

宇都宮美術館講義室使用料減免基準

1 全額減免とする団体

- (1) 宇都宮市並びにその関係機関及び、関係団体
- (2) 宇都宮市内に所在する大学，高等学校，養護学校，中学校，小学校，幼稚園，学校法人格を有するなど公益性の高い専修学校並びにこれらに準じた教育機関（部活動及びサークル活動のための使用は，学校長からの申請がある場合に限り適用する。）
- (3) 社会教育法 13 条の規定に基づき，市が補助をする等公共性の高い社会教育関係団体，市の行政と密接な関係にある公益的団体及び学校教育（義務教育に限る）と密接に関わりのある団体
- (4) 宇都宮美術館と密接に関わりのある団体
- (5) 身体障害者，知的障害者又は精神障害者の福祉団体及びその保護者で構成された団体
- (6) 児童福祉，高齢者福祉を目的とした団体及びその保護者で構成された団体
- (7) 災害時等における緊急対策事業を行う団体
- (8) 生命に関わる，非営利・公共性の強い事業を行う団体
但し，全額減免となる上記団体が，明らかに団体の主たる目的以外の事業を行うときは，全額減免としない。

2 75%減免とする団体

1 以外の社会教育団体のうち，自主学習グループ（自主学習グループの範囲については別に定める。）

3 50%減免とする団体

- (1) 国・県及び関係機関
- (2) 国・県の社会教育関係団体

4 上記のほか，教育委員会が特に必要と認める団体については，上記の基準を準用して決定することができる。

この基準は，平成 16 年 4 月 1 日から適用する。